

(第1回、最終)契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和7年2月27日
契 約 業 者 名	株式会社四門
契 約 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田三崎町二丁目4番1号
業 務 の 名 称	R6富士川砂防事務所管内用地調査等業務
業 務 場 所	山梨県北杜市白州町横手地先 山梨県南アルプス市芦安芦倉地先
業 種 区 分	補償コンサルタント
業 務 概 要 (変更した内容について記述する)	本業務は、富士川砂防事務所施行の砂防事業で必要となる土地の取得等に伴い、用地測量及び用地調査等を行うものである。 ・用地測量 ・建物等の調査
履 行 期 間 (自)	令和6年9月11日
履 行 期 間 (至)	令和7年4月30日
変 更 前 の 契 約 金 額	25,971,000円(税込み)
変 更 金 額	2,002,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	27,973,000円(税込み)
変 更 理 由	1. 用地測量 現地調査の結果、公図等の転写、土地の登記記録調査、権利者確認調査、公図等転写連続図作成、依頼書作成、協議書作成については、数量精査(増)する。 地積測量図の転写、境界確認、補助基準点の設置、境界測量、用地境界仮杭設置、境界点測量、面積計算、用地実測図作成、用地平面図の作成、土地調書作成については、数量精査(減)する。 用地幅杭設置については、追加する。 2. 建物等の調査 現地調査の結果、立竹木の調査については、増工する。 3. 工期は、相続等により権利移転が発生し、調査時点の権利者を確認する必要が生じ時間を要したことから、地権者との立会時期の調整により、土地の境界確定が遅延したため、境界立会の調整作業等に必要となる期間を61日間延長し、令和7年4月30日までとする。